

# 障害福祉人材就職支援金

本市の障害福祉人材の確保を図るため障害福祉サービスを行う上で必要な資格を有し市内障害福祉事業所へ就職する者に対し、就職支援金を交付します。

## 対象資格

社会福祉士、精神保健福祉士、看護師又は准看護師の資格を有するもの  
※いずれか一つが対象となります。

## 支援金の額

20万円

※支援金の交付は、1人1回を限度とします。

## 対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 令和4年4月1日以降、市内の指定障害福祉事業所に常用労働者として就職した者
- 2 就職日前3か月以内に魚沼圏域（魚沼地域、南魚沼地域、十日町地域）の障害福祉施設に在籍していないこと。  
ただし、運営法人の都合により退職した場合はこの限りではありません。
- 3 障害福祉事業所において、障害福祉サービスを提供する業務に従事していること。
- 4 障害福祉事業所の運営法人に直接雇用されていること。
- 5 交付の申請の日において、同一法人が運営している障害福祉事業所の職員として1年以上在職していること。
- 6 支援金交付後も引き続き市内の障害福祉事業所に勤務する意思があること。
- 7 過去にこの要綱による支援金の交付を受けていないこと。
- 8 市税等を滞納していない者（居住地の市役所等での証明書の発行が必要です。）
- 9 魚沼市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しない者

## 支援金の返還

支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

## 必要書類

障害福祉人材就職支援金交付申請兼請求書（様式第1号）に下記の①～⑤の書類を添付して提出してください。（様式は市ホームページよりダウンロード可能です。）

- ① 有資格者であることを証明する書類の写し
- ② 勤務証明書（別紙1）
- ③ 市税の納税証明書（未納がない証明）
- ④ 誓約書（別紙2）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類